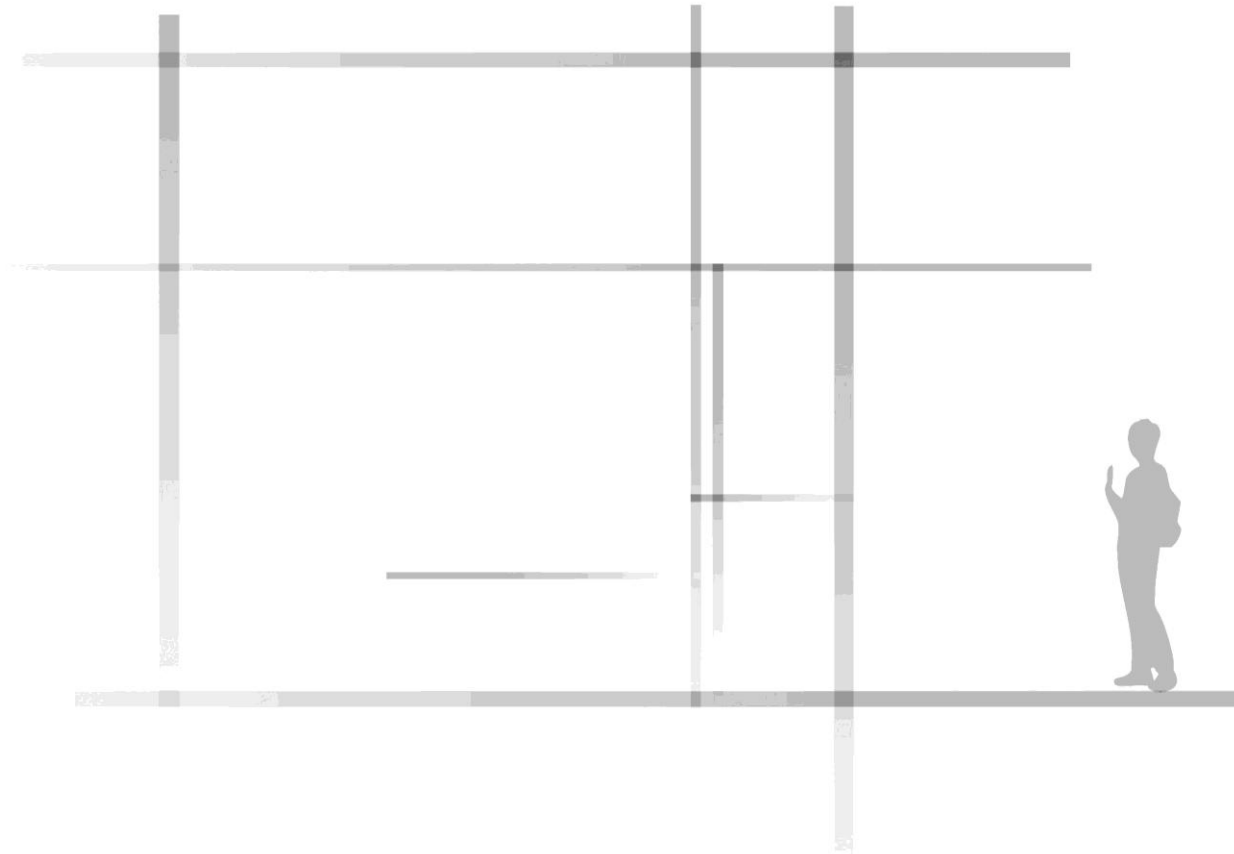


「歩いて楽しいまちなか戦略」の 平成24年度の実施等について



I 平成24年度の実施内容

① 都心地区における荷捌きの整序化に向けた取組

- ・荷捌き車両を対象とした社会実験を実施（平成25年2月）

- ①路外荷捌き場の設置 ②共同配送の実施

② 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた取組

- ・四条通沿道協議会を設置・開催し、タクシーや物流車両等の沿道アクセススペースの概ねの配置について関係事業者間で合意

③ 細街路における安心・安全な歩行空間の確保に向けた取組

- ・細街路において、路側帯の拡幅、自転車用や歩行者用のカラーラインの設置、ゾーンの出入口の周辺に看板を設置

④ タクシー駐停車の整序化に向けた取組

- ・タクシー駐停車対策として以下の取組を実施

- ①アンケート調査の実施 ②乗降マナー向上に向けた利用者啓発

①都心地区における荷捌きの整序化に向けた取組

1 目的

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区において、四条通の歩道拡幅と公共交通優先化をはじめ、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出を実現するため、日常生活や企業活動に必要な荷捌きの整序化を図る。

2 概要

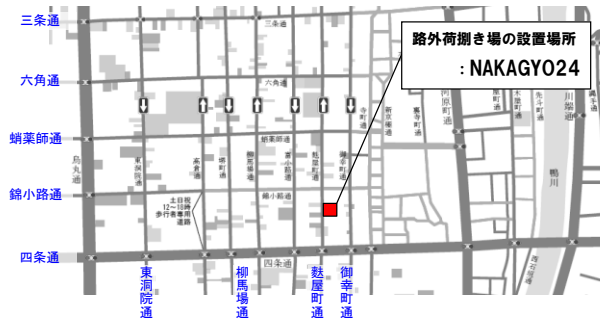
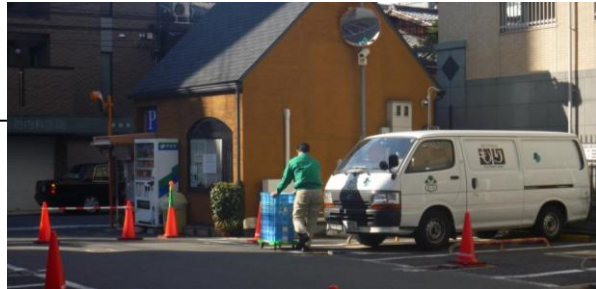
歴史的都心地区内の物流車両台数の削減に向けて、荷捌き車両を対象とした以下の社会実験を実施した。

① 路外荷捌き場の設置(平成25年2月1日(金)～2月14日(木))

② 共同配送の実施(平成25年2月15日(金)～2月28日(木))

①都心地区における荷捌きの整序化に向けた取組

実施項目① 路外荷捌き場の設置

実施期間	平成25年2月1日(金)～平成25年2月14日(木) 計14日間※
実施場所	NAKAGYO24 (京都市中京区麩屋町四条上ル509) 
登録事業者	12社(事前登録制) (有)川梅商店, 北川雑穀(株), 西濃運輸(株), (有)全日本創通, 日通トランスポート(株), 日本通運(株), 日本郵便(株), 福山通運(株), (株)紅屋袋店, (株)萬誠社印刷工業所, 名鉄運輸(株), (株)もり (50音順) 

※ 同一場所において2/15(金)～2/28(木)の間,
佐川急便(株)が独自の路外荷捌き社会実験を実施

図 路外荷捌き場の利用風景

①都心地区における荷捌きの整序化に向けた取組み

◆ アンケート調査の結果について(路外荷捌き場の設置)

実験結果速報

(1) 路外荷捌き場を利用して“良くなったこと”

- ・ 取締りの心配をせず、荷捌きができた。
- ・ 駐車スペースに加えて、荷捌きスペースがあるので利用しやすかった。

(2) 路外荷捌き場を利用して“困ったこと”

- ・ 拠点が一つしかないので、配送先まで距離がある。
⇒ 人通りが多く、台車を使いにくい。
大きな荷物を扱いにくい。
- ・ 先着順であったため、本当に利用できるか不安であった。

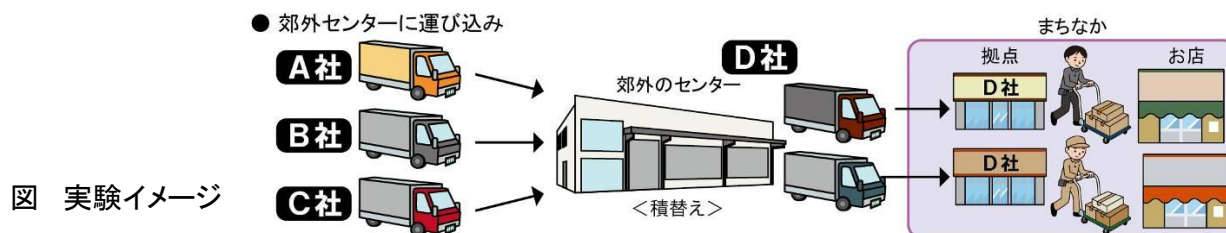
(3) 今後の利用意向

- ・ 無料であれば利用したいが、有料であれば会社の判断が必要になる。
- ・ 限られた荷捌き場では、効率的な集配が難しく、利用しづらい。

①都心地区における荷捌きの整序化に向けた取組

実施項目② 共同配送の実施

実施期間	平成25年2月15日(金)～平成25年2月28日(木) 計14日間
実施内容	地区内に物流拠点を持たない物流事業者が地区内に配達する予定の荷物について、地区内に物流拠点を持つ物流事業者が郊外の物流拠点で荷物を集約し、配送する
集約拠点	所在地：京都市伏見区横大路芝生10-1 施設名称：ヤマトマルチチャーター株式会社 京都支店
利用料	有料（京都市が一部補助）
拠点事業者	ヤマト運輸株式会社
登録事業者	3社(事前登録制) (株)カシックス, 西濃運輸(株), ヤマトグローバルエクスプレス(株)（50音順）



①都心地区における荷捌きの整序化に向けた取組

◆ 事業者からの意見（共同配送の実施）

実験結果速報

(1) 拠点事業者

- ・ 継続的な実施のためには、荷物を預ける物流事業者に利点のある仕組みづくりが重要
- ・ 地域住民並びに商業関係者のコンセンサスの獲得が重要

(2) 参加事業者

- ・ 荷物の種類や受付時間など、各種制約があると利用しづらい。
- ・ 集荷も合わせた取組でないと、メリットが少ない。

(3) その他事業者（参加できなかった理由など）

- ・ 荷物を他社に預けることに抵抗がある。
 - ⇒ 得意先との付き合いやトラブルが発生した場合の対処などが不安
- ・ 金銭的な負担が発生する。
- ・ 共同配送拠点が不便な地域であった。
- ・ 荷主への説明などが気になる物流事業者が多いため、地元が中心となって実施できる仕組みが望ましい。

②四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた取組

◆ 四条通沿道協議会

◆ 設置主旨

四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に伴い、四条通におけるエリアマネジメント組織として、関係事業者等が、適正な四条通沿道利用のルールづくりと管理に向けた取組を行うとともに、タクシーや物流車両等の沿道アクセススペースの配置を検討

◆ 委員構成

学識経験者、地元商業関係者、タクシー、物流を含む交通事業者、関係行政機関で構成

◆ 内容

- ・適正な四条通沿道利用のルールづくりと管理に向けた取組の実施
- ・タクシーや物流車両等の四条通沿道アクセススペースの配置案の作成

◆ 四条通沿道協議会の開催概要

	開催日時	概 要
第1回	平成24年 6月11日(月)	・ 四条通の整備後におけるタクシーや物流車両等の沿道アクセススペースの配置を検討 ・ 第3回の協議会において関係事業者で沿道アクセススペースの配置案について合意
第2回	平成24年10月19日(金)	
第3回	平成24年11月20日(火)	

②四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた取組

◆ 四条通の駐停車状況

- ・ 平均駐停車台数は、烏丸通～高倉通間と寺町通～河原町通間に多く存在し、高倉通～寺町通間は比較的少なくなっている。
- ・ タクシー乗り場周辺では、タクシーの駐停車割合が多く、高倉通～御幸町通間では、物流車両や乗用車が多くなっている。
- ・ 時間帯ごとにみると、タクシーは全時間帯とも同様の割合を示すが、貨物車は午前中に多くなっている。

◆ 沿道アクセススペースの設置方針

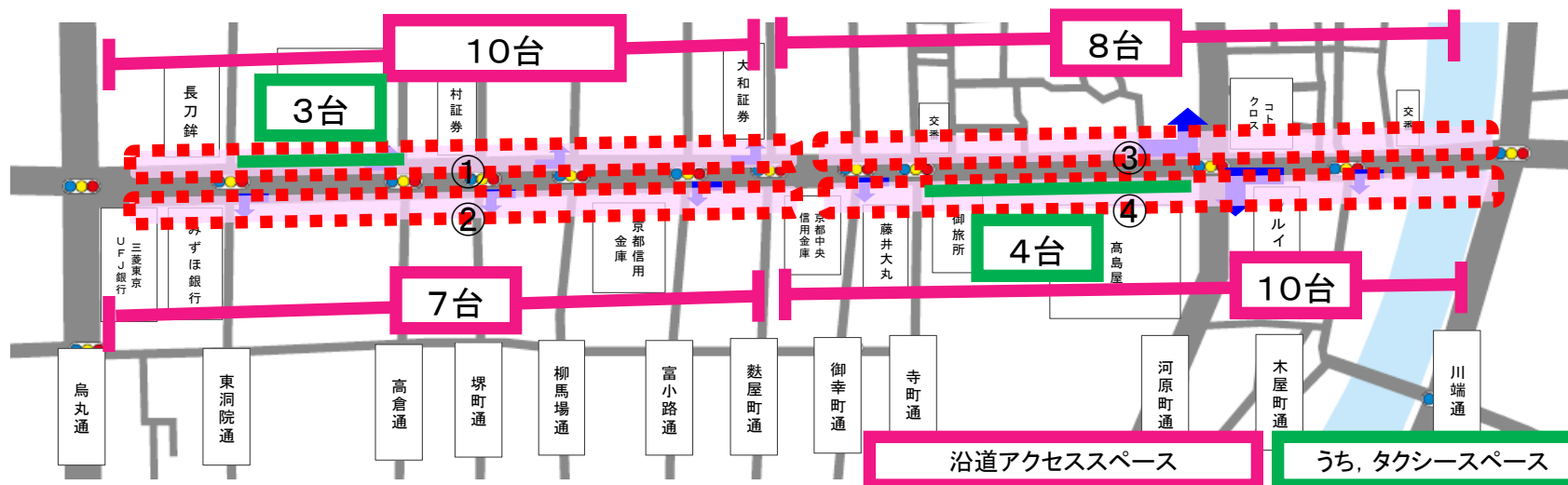
- ・ 乗用車：人の乗降など短時間の停車のみ沿道アクセスを許容する。
- ・ 貨物車：午前中を中心に重点的にスペースを確保する。
- ・ タクシー：大型商業施設前の沿道アクセススペースが確保可能な場所にタクシースペースを優先的に配置する。

◆ 沿道アクセススペースの設定条件

- ・ 沿道アクセススペースは現況の利用実態をもとに以下の条件で設定
 - ・ 乗用車：5分以内の停車で人の乗降がある車両
 - ・ 貨物車：5分以内の停車で荷下ろし又は人の乗降がある車両
 - ・ タクシー：タクシー乗り場については人の乗降がある車両，
タクシー乗り場以外については5分以内の停車で人の乗降がある車両

②四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた取組

◆ 沿道アクセススペースの設置台数



対象区間	烏丸通～ 麩屋町通間	麩屋町通～ 四条大橋間	烏丸通～ 四条大橋間
区間番号(北側)	①	③	合計
タクシースペース	3台		3台
貨物車スペース	2台	4台	6台
(上段:午前, 下段:午後)	1台	2台	3台
車種を限定しない沿道アクセススペース	5台	4台	9台
(上段:午前, 下段:午後)	6台	6台	12台
合計台数	10台	8台	18台
区間番号(南側)	②	④	合計
タクシースペース		4台	4台
貨物車スペース	2台	3台	5台
(上段:午前, 下段:午後)	2台	1台	3台
車種を限定しない沿道アクセススペース	5台	3台	8台
(上段:午前, 下段:午後)	5台	5台	10台
合計台数	7台	10台	17台

②四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた取組

◆今後の進め方

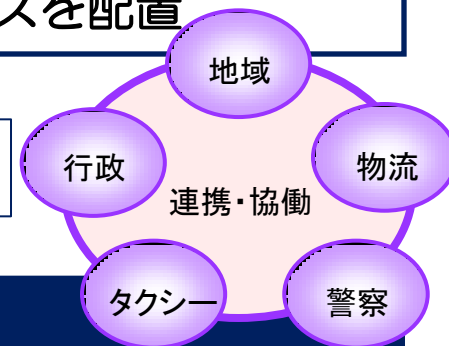
・快適な歩行空間の検討

- ・ 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化を目指して、四条通の道路構造等を検討
- ・ 四条通への一時的な停車に配慮し、沿道にアクセススペースを配置

ソフト・ハードの一体的な取組を皆が連携して進める必要がある

・適切なエリアマネジメントの実施

- ・ 地域の魅力向上による賑わいの創出
- ・ 限られたアクセススペースを有効的に活用するためのマネジメント



◆沿道協議会での検討事項

- ・ 沿道アクセススペース利用のルールを設定
- ・ 沿道アクセススペースの適正な利用に向けた管理方策を検討 等

※参考 四条通(烏丸通～川端通間)の整備については、平成26年度完成を目指している。

③細街路における安心・安全な歩行空間の確保に向けた取組

◆ 京都市ゾーン対策検討WGの開催概要

	開催日時	概要
第1回	平成24年6月19日(火)	・ 歴史的都心地区における「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備方針を検討
第2回	平成24年10月25日(木)	
第3回	平成24年11月15日(木)	
第4回	平成25年2月8日(金)	

◆ 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備方針

- ・ 路側帯の拡幅(車道幅員を4mから3mに狭くし、路側線を引き直す)
- ・ 自転車用カラーライン(ベンガラ色)の設置
- ・ 幹線道路から地区への出入口の周辺に看板設置(ロゴマークの設置)
- ・ 小学校周辺における歩行者用カラーライン(地道色)の設置や交差点部のカラー化
※小学校周辺や交差点の歩行者用カラーラインは、通学路対策として実施

③細街路における安心・安全な歩行空間の確保に向けた取組

◆「歩いて楽しいまちなかゾーン」のロゴマーク導入

- ・ ロゴマークの募集を行い，最優秀作品をロゴマーク選定委員会で決定
- ・ ロゴマークは，本事業を広くPRするため，地区内に設置する看板をはじめ，広報物等に活用

【最優秀作品】

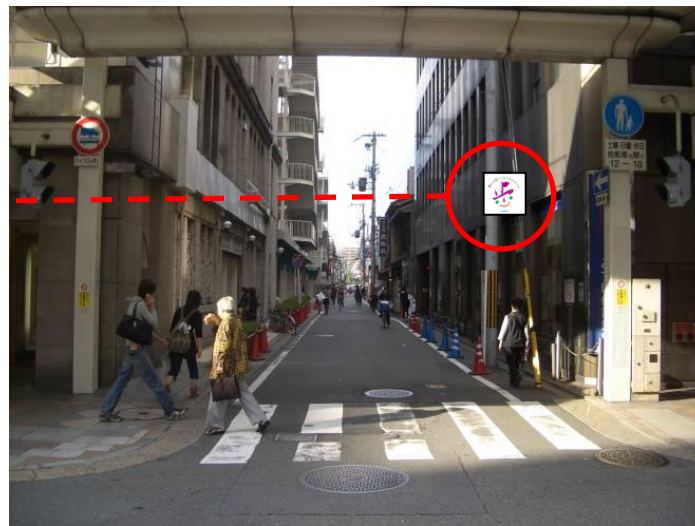
作者：平山陽一 氏
（鹿児島県鹿児島市在住）



【応募状況】

募集期間：平成24年12月10日
～平成25年1月11日

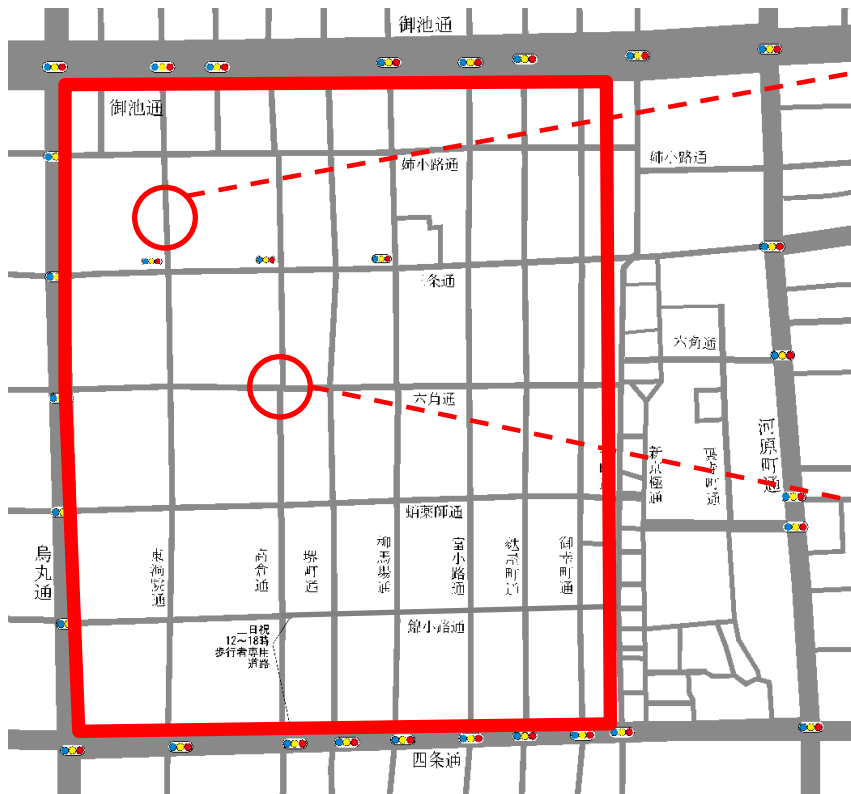
応募作品数：88作品



③細街路における安心・安全な歩行空間の確保に向けた取組

◆「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備箇所及び整備イメージ

- 平成24, 25年度に歴史的都心地区内における「歩いて楽しいまちなかゾーン」完成を目指す。
- 平成26年度以降は周辺エリアに拡大を図る。



④ タクシー駐停車の整序化に向けた取組

◆京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議の概要

開催日時	平成24年10月25日(木) 9:30～11:30
議題	・ タクシー駐停車マナー向上に向けた平成23年度の実施内容について ・ タクシー駐停車マナー向上に向けた平成24年度の取組について ・ その他

◆今年度の取組

乗務員だけではなく、タクシー利用者のマナー向上を目指した取組を実施

実施項目① 乗務員へのアンケート調査の実施

配布数：8,025枚（実際に乗務員の方の手元に渡った枚数）

回収数：4,936枚(回収率:61.5%) 2月28日現在

実施項目② 乗降マナー向上に向けた利用者啓発

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① タクシー車内への掲示による啓発 | ② 歩行者への啓発 |
| ③ 広報媒体を活用した啓発 | ④ タクシー乗り場への誘導 |

※平成25年1月25日にタクシー利用者への啓発物品の配布や、横断幕の設置、タクシー車内での啓発、商店街の放送による啓発を実施

II 「歩いて楽しいまちづくり」に向けて

○商店街・地元

○タクシー事業者

○物流事業者

○行政